

# 第1章

## 計画の基本事項

# 1. 策定の背景・目的

本市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、関越自動車道と首都圏中央連絡自動車道の I C、東武東上線と東武越生線に4つの駅を有する都心への交通アクセスに優れた都市です。

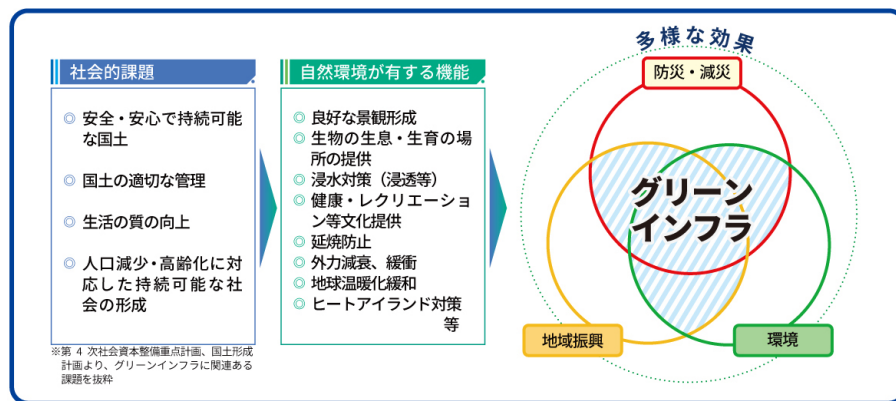
さらに、秩父山系から清流高麗川が流れ、住宅地の合間に田園が広がり、武蔵野の面影を残す樹林が点在し、春には安行寒桜\*が咲き誇る豊かな自然環境を有する都市でもあります。

このような市街地と自然が調和している本市の特徴を最大限に活かし、魅力と活気あるまちづくりを進めるためには、緑の保全・創造・育成が重要となります。本市では、昭和53(1978)年に「緑のマスタープラン」を策定し、平成元(1989)年の見直しを経て、平成18(2006)年に、都市緑地法に基づき20年間の緑の施策を定める「緑の基本計画」を策定しました。以降、平成28(2016)年に「緑の基本計画(中間年次改訂版)」の策定による計画の見直しを行い、公園の整備、緑化の推進、市民と連携した緑地の保全等を進めてきました。

前計画策定後、人口減少を迎えた本市の社会環境は大きく変化しています。北坂戸地区まち・くらし再生事業や、坂戸 I C 周辺における産業基盤づくり等、持続可能なまちづくりが進められている中、高齢化による緑地保全や歴史・文化の継承の担い手不足等、持続可能な都市として成長・発展していくための課題に直面しています。今後、本市の将来を見据え、官民の多様な主体が連携し、自然環境が有する多様な機能を活用して社会課題の解決と魅力ある地域づくりにつなげていくグリーンインフラ\*の取組が重要になります。

計画期間を迎えた緑の基本計画を改定し、新しい時代に向かう本市の緑の将来像と施策の方向性を定め、市民・事業者・行政が連携して取り組んでいくための指針として、第2次坂戸市緑の基本計画を策定しました。

グリーンインフラの考え方



○ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

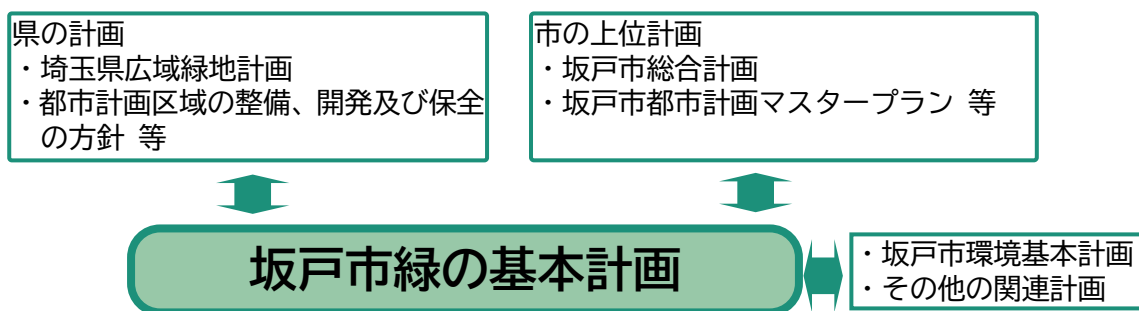
出典：国土交通省

\*「グリーン(自然環境の多様な機能)」と「インフラ(社会資本整備、まちづくり、土地利用等)」を組み合わせた言葉。自然環境が有する多様な機能を活用して、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組み。

## 2. 計画の位置づけと役割

本計画は、都市緑地法に基づき、埼玉県の広域緑地計画や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、市の総合計画や都市計画マスタープランといった上位計画及び環境基本計画等の関連計画と整合を図りながら、緑の保全・創造・育成に関する総合的かつ計画的な施策として位置づけています。

また、相互の施策の連携により計画の実効性を高めていきます。



## 3. 計画期間

計画期間は令和8(2026)年度から令和27(2045)年度の20年間です。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	~	R26	R27	R28	
都市計画 マスタープラン			令和7(2025)年度-令和26(2044)年度												
第2次 緑の基本計画			令和8(2026)年度-令和27(2045)年度												

## 4. 緑の機能

緑は、次に示すような様々な働きをもっており、私たちの心、生活、地域や都市全体に深く関わっています。こうした緑のもつ役割を再認識し、大切に守り育てていくことが必要です。

- ◆二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防ぎます（地球温暖化抑制機能）
- ◆雨、風、日差し等の影響を和らげる働き・蒸発・蒸散を促進します（気象の緩和機能）
- ◆様々な生物に生息の場を与えます（自然生態系の維持機能）
- ◆災害から人やまちを守る働きがあります（防災機能）
- ◆自然とのふれあい・レクリエーション活動の場を与えます（レクリエーション機能）
- ◆美しい景観をつくり、生活に安らぎと潤いを与えます（景観形成機能）
- ◆穀物、野菜等の食糧や花等の生産の場としての働きがあります（生産機能）

## 坂戸市内の様々な緑

### ■水辺と一体になった緑

河川沿いには豊かな緑が広がり、生態系の拠点となっています。



高麗川浅羽ビオトープ



越辺川と周辺の緑

### ■公園・緑地

公園・緑地は市民の憩いの場として、まちににぎわいをもたらしています。



北浅羽桜堤公園



西坂戸の4丁目公園

### ■樹林・農地

樹林や農地は緑地の核であるとともに、良好な景観を形成しています。



城山の樹林



浅羽周辺の水田